

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月7日

【四半期会計期間】 第84期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

【会社名】 日本ケミファ株式会社

【英訳名】 NIPPON CHEMIPHAR CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 口 一 城

【本店の所在の場所】 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号

【電話番号】 東京(03)3863 - 1211大代表

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 安 本 昌 秀

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号

【電話番号】 東京(03)3863 - 1211大代表

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 安 本 昌 秀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第83期 第1四半期 連結累計期間	第84期 第1四半期 連結累計期間	第83期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	8,810	8,629	35,118
経常利益 (百万円)	1,013	596	3,217
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	627	415	1,899
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	759	488	2,553
純資産額 (百万円)	13,830	15,324	15,626
総資産額 (百万円)	43,365	42,734	41,428
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	15.68	10.44	47.45
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	15.67	10.43	47.42
自己資本比率 (%)	31.9	35.8	37.7

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、好調な企業収益を背景とした雇用・賃金環境の好転に伴う個人消費のマインド改善や設備投資の拡大により、緩やかな回復傾向にあります。

また世界経済についても、ギリシャ債権問題や中国経済の減速など一部に不透明さはあるものの、全体としては緩やかに回復しています。

医薬品業界におきましては、平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（いわゆる「骨太の方針」）に「後発医薬品に係る数量シェアの目標値については、2017年央に70%以上とするとともに、2018年度から2020年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」という新たな目標値が明記された一方で、同方針には「国民負担を軽減する観点から、後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討する」とも記載されており、今後、ジェネリック医薬品の数量増加に対応する生産能力体制の増強とともに、より一層の経営効率化に対する努力が求められています。

このような環境下で、当社グループは「信頼できるジェネリック医薬品」の普及に貢献するべく、新薬メーカーとして培ってきた「安心と安全」への取り組みをベースとして、ジェネリック医薬品の高品質維持と安定供給確保、並びに生産性及び効率性の向上への取り組みをより一層推し進めてまいりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

医薬品事業

医薬品事業の業績は、ジェネリック医薬品については前期より引き続きDPC病院を中心とした需要の拡大を取り込み、自社販売は前年同期比10.8%の増収となった一方、同業他社向けの導出売上は前年第1四半期に受注が集中した反動を受け前年同期比65.7%の減収となり、受託を含めたジェネリック医薬品事業の売上高は7,317百万円（前年同期比0.6%増）となりました。また主力品については、ジェネリック医薬品への置換などにより、前年同期比10.4%の減収となりました。

これらの結果、医薬品事業全体の売上高は8,469百万円（前年同期比3.2%減）、営業利益は586百万円（前年同期比43.9%減）となりました。

その他

主に受託試験事業、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業である「その他」の事業の業績は、市場競争の激化にもかかわらず、売上高は160百万円（前年同期比146.0%増）となり、営業利益は2百万円（前年同期は営業損失29百万円）となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は8,629百万円（前年同期比2.1%減）、営業利益は588百万円（前年同期比42.1%減）、経常利益は596百万円（前年同期比41.1%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は415百万円（前年同期比33.8%減）となりました。

(2) 財政状態

資産

流動資産は前連結会計年度末に比べて1,363百万円増加し、26,208百万円となりました。これは、主に現金及び預金並びに受取手形及び売掛金の増加によるものです。

固定資産は前連結会計年度末に比べて57百万円減少し、16,525百万円となりました。これは投資有価証券の含み益があったものの、主に有形固定資産の減価償却によります。

この結果、総資産は前連結会計年度末に比べて1,305百万円増加し、42,734百万円となりました。

負債

流動負債は前連結会計年度末に比べて1,339百万円増加し、15,278百万円となりました。これは法人税等の支払があったものの、主に仕入債務等の増加によるものです。

固定負債は前連結会計年度末に比べて268百万円増加し、12,131百万円となりました。これは、主に長期借入金の増加によるものです。

この結果、負債合計は前連結会計年度末に比べて1,607百万円増加し、27,409百万円となりました。

純資産

純資産合計は前連結会計年度末に比べて302百万円減少し、15,324百万円となりました。これは、主に自己株式の取得によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は（ ）新薬メーカーならではの高品質なジェネリック医薬品開発力、安定供給（製造・販売）体制及び情報提供体制、（ ）ウラリットを核にした高尿酸血症領域での専門知識、経験及びノウハウ、（ ）開発コストの低減と開発スピードの向上を企図し探索機能に特化したベンチャー型創薬研究体制、及び（ ）創業後60年余をかけて培った医療関係者からの信頼です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

1) 中期経営計画による取組み

当社は、平成24年4月より新たな中期経営計画「Go Forward -その先へ-」をスタートし、（ ）ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスの確立、（ ）ウラリットを核として高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指すこと、（ ）自社開発創薬による業容拡大への更なる取り組み強化、の3つのミッションを推進してまいりました。

そのうち、ジェネリック医薬品事業につきましては、開発体制の拡充や日本薬品工業株式会社つくば工場新製剤棟建設等により開発、製造、販売にわたるサプライチェーン全体の強化に取り組んできた結果、自社グループ売上の増収に加えて、他社からの受託・導出事業も順調に拡大してまいりました。営業面では、DPC病院を中心とした重点得意先に注力し、加えて周辺の保険薬局や診療所へのジェネリック医薬品の波及を図ってまいりました。

次に、ウラリットに関しましては、高尿酸血症領域と腎疾患領域の活性化に伴い、これを販売実績の拡大に結びつけるべく、効率的な普及活動に取り組んでまいりました。

最後に、創薬につきましては既に臨床試験に入っている高尿酸血症治療薬候補「NC-2500」の他に、新たな導出候補品の創出も進んでおり、その中には神経性疼痛治療薬候補「NC-2600」など公的資金を獲得するような有望な研究テーマも出てまいりました。

これらの成果を踏まえ、将来にわたる当社グループの持続的成長のために、3つのミッションに加えて、海外の事業基盤の確立にも取り組んでまいります。当社は、これらのミッションに一貫して継続的に取り組むことが、国内外の医薬品業界を取り巻く環境や制度変更への対処を可能とし、当社の企業価値、すなわち、株主共同の利益を維持・拡大する最良の方策であると考えます。

2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるためには、経営組織と運営のあり方の適正化に常時努めることでコーポレート・ガバナンスを徹底し、株主の皆様、顧客、社会一般に対して一層の経営の透明性を高めると共に公正な経営を実現することを最優先の課題の一つとして位置付けております。経営機能を意思決定機能・監督機能と業務執行機能とに分離し、後者を執行役員（会議）に権限委譲する執行役員制度の導入や独立性の高い社外取締役を1名、また、独立性の高い社外監査役を2名擁することなどは、その具体化の一端であります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成25年6月27日開催の第81回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）について、平成19年に導入した内容、及び平成22年に改定した内容を一部再改定して更新することを上程し、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、再改定後のプランを「本プラン」といいます）。本プランの内容の概要は次のとおりであります。なお、本プランの内容の詳細は当社ホームページ（http://www.chemiphar.co.jp/ir/release/doc/2013/20130510_3.pdf）に掲載しております。

1) 目的

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、もしくは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2) 本プランの概要

(a) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は、買付者等との交渉等を行うための手続を定めています。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます）により割り当てます。

(c) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様意思を確認するための株主総会を招集し（以下、かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

(e) 情報開示

上記(a)ないし(d)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

3) 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、第81回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、)当社の株主総会において第81回定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4) 株主の皆様への影響

本新株予約権の無償割当て自体が行われていない場合には、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され新株予約権行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得の手続を行った場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません）。

上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

将来にわたる当社グループの持続的成長のため3つのミッションを中心とした各種取組み、コーポレート・ガバナンスの強化の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、株主の承認を得た上で更新されており、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様意思を確認することができることや、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができることとされているなど株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する公の指針の要件を完全に充足していること、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会の判断の重視や情報開示の仕組みが確保されていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものといえます。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の医薬品事業における研究開発費の総額は392百万円であります。

(注) 「その他」の事業では、研究開発活動を行っていないため記載しておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	154,000,000
計	154,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日 現在発行数(株) (平成27年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	42,614,205	42,614,205	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	42,614,205	42,614,205		

(注) 提出日現在発行数には、平成27年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日		42,614		4,304		

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,179,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,092,000	40,092	
単元未満株式	普通株式 343,205		
発行済株式総数	42,614,205		
総株主の議決権		40,092	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権3個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式189株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本ケミファ株式会社	東京都千代田区岩本町 二丁目2番3号	2,179,000		2,179,000	5.11
計		2,179,000		2,179,000	5.11

(注) 当社は平成27年5月22日開催の取締役会決議に基づき、当社普通株式623,000株を取得いたしました。主にこの結果により、当第1四半期会計期間末日現在における所有自己株式数は2,795,545株となり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は6.56%となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年 3月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成27年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,880	6,362
受取手形及び売掛金	1 12,798	1 13,218
商品及び製品	3,367	3,524
仕掛品	861	752
原材料及び貯蔵品	1,094	1,131
繰延税金資産	700	815
その他	143	401
貸倒引当金	1	-
流動資産合計	24,844	26,208
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,799	4,755
機械装置及び運搬具（純額）	2,160	2,051
工具、器具及び備品（純額）	259	253
土地	5,460	5,460
リース資産（純額）	260	249
建設仮勘定	1	1
有形固定資産合計	12,941	12,772
無形固定資産		
のれん	21	-
リース資産	38	33
ソフトウェア	17	20
電話加入権	20	20
無形固定資産合計	97	74
投資その他の資産		
投資有価証券	2,428	2,539
長期貸付金	3	3
長期前払費用	24	23
敷金及び保証金	97	96
繰延税金資産	5	31
その他	1,041	1,041
貸倒引当金	57	57
投資その他の資産合計	3,544	3,678
固定資産合計	16,583	16,525
繰延資産		
社債発行費	0	0
繰延資産合計	0	0
資産合計	41,428	42,734

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,974	2,623
電子記録債務	2,036	4,111
短期借入金	476	1,340
1年内償還予定の社債	95	50
1年内返済予定の長期借入金	2,523	2,553
リース債務	143	141
未払金	166	129
未払法人税等	752	247
未払消費税等	547	201
未払費用	2,335	2,756
預り金	66	188
返品調整引当金	3	2
販売促進引当金	442	446
その他	374	485
流動負債合計	13,939	15,278
固定負債		
長期借入金	9,411	9,687
リース債務	261	241
役員退職慰労引当金	374	350
退職給付に係る負債	544	503
受入敷金保証金	9	9
繰延税金負債	28	108
再評価に係る繰延税金負債	1,234	1,231
固定負債合計	11,862	12,131
負債合計	25,801	27,409
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,304	4,304
資本剰余金	1,298	1,298
利益剰余金	7,526	7,537
自己株式	985	1,372
株主資本合計	12,144	11,768
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	829	898
繰延ヘッジ損益	0	-
土地再評価差額金	2,526	2,529
退職給付に係る調整累計額	119	120
その他の包括利益累計額合計	3,476	3,548
新株予約権	6	6
純資産合計	15,626	15,324
負債純資産合計	41,428	42,734

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
売上高	8,810	8,629
売上原価	4,464	4,636
売上総利益	4,345	3,993
返品調整引当金戻入額	0	0
差引売上総利益	4,346	3,994
販売費及び一般管理費	1 3,329	1 3,405
営業利益	1,016	588
営業外収益		
受取利息	0	4
受取配当金	23	22
固定資産賃貸料	4	4
持分法による投資利益	5	5
その他	13	14
営業外収益合計	46	51
営業外費用		
支払利息	40	35
支払手数料	2	2
その他	6	5
営業外費用合計	49	43
経常利益	1,013	596
税金等調整前四半期純利益	1,013	596
法人税、住民税及び事業税	517	273
法人税等調整額	131	92
法人税等合計	385	180
四半期純利益	627	415
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	627	415

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益	627	415
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	131	68
繰延ヘッジ損益	-	0
土地再評価差額金	-	3
退職給付に係る調整額	0	1
その他の包括利益合計	131	72
四半期包括利益	759	488
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	759	488
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
<p>(会計方針の変更) (企業結合に関する会計基準等の適用)</p> <p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。) 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。) 等を当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。</p> <p>企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。</p> <p>なお、当第1四半期連結累計期間において四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。</p>

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
	636百万円	79百万円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
貸出コミットメントの総額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高		
差引額	3,000百万円	3,000百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
広告宣伝費	57百万円	47百万円
販売促進費	1,025 "	1,094 "
旅費及び交通費	129 "	131 "
給料	865 "	858 "
退職給付費用	43 "	38 "
支払手数料	250 "	248 "
研究開発費	359 "	392 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
減価償却費	236百万円	282百万円
のれんの償却額	43 "	21 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	404	10.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	404	10.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を実施いたしました。主にこの結果により、当第1四半期連結累計期間において自己株式が386百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末における自己株式は1,372百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	医薬品事業				
売上高					
外部顧客への売上高	8,745	65	8,810		8,810
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1		1	1	
計	8,746	65	8,812	1	8,810
セグメント利益又は損失()	1,045	29	1,016		1,016

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、安全性試験の受託等、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	医薬品事業				
売上高					
外部顧客への売上高	8,469	160	8,629		8,629
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2	1	4	4	
計	8,472	161	8,633	4	8,629
セグメント利益	586	2	588		588

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、安全性試験の受託等、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業を含んでおります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	15円68銭	10円44銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	627	415
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	627	415
普通株式の期中平均株式数(株)	40,035,357	39,827,838
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	15円67銭	10円43銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	21,484	26,407
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月5日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢野浩一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田浩之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ケミファ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。